保険・年金|欧米諸国の年金事情 フォーナ

~隣の芝生は青いか~

第2回 =スウェーデン編=

金融研究部門 理事 前田 俊之 (03)3512-1885 tmaeda@nli-research.co.jp

前回の8月 20 日号では米国の年金制度を説明しましたが、今回はスウェーデンの制度を紹介しま す。日本で民主党がマニフェストに掲げた「公的年金制度改革案」のモデルとなったと言われるのが、 このスウェーデンの方式です。その意味では、これからの日本の年金制度を考える上で、いろいろと 参考になる点があるのではないでしょうか。

1―-スウェーデンの年金

言うまでもなくスウェーデンは社会福祉の充実した国として知られています。それは年金制度につ いてもいえる事です。例えば、後ほど説明する保証年金は一番低い水準でも月額 91,000 円となって います。これはこれまで日本で議論されてきた水準よりも高いものです。しかし、こうした充実した 制度を維持して行くためはどうしたらよいか、1990年代には国を挙げての大議論があったのも事実で す。まずはそうした経緯から生まれた現在の制度を中心に話を進めたいと思います。

2**—-公的年金**

スウェーデンの公的年金制度を簡単に説明すれば、保険料を財源とする二種類の拠出型年金と、税 金を財源とする保証年金を組み合わせた制度だと言うことができます。もともと同国の公的年金制度 は、定額部分と報酬比例部分からなる2階建て方式となっていました。しかし、急速に進む国民の高 齢化や経済の低迷という深刻な事態を前に、国を挙げて制度の改革に取り組んだ結果、1999年から現 在の方式がスタートしました。

この制度のうち、まず二種類の拠出型年金について少し詳しく見てみましょう。この制度のなかで 基本となるのが NDC(Notional Defined Contribution)と呼ばれるものです。NDC の特徴は、負担し た保険料と利息が個人の勘定に積み立てられ、その勘定残高と年金支給開始時の平均余命によって、 実際に支給される年金の水準が決まるという点です。この制度のもとでは、平均余命を全うすれば負 担した保険料が確実に戻ってくることから、日本で言われている若者の年金不信のような問題を回避 することが可能です。

この制度がユニークなのは、その名称の中にも使われているように、個人の勘定があくまで も"Notional"なもの、即ち概念上の仕組みだということです。このような概念上の仕組みを採用した 理由には、(i)長期に持続的な年金制度を考える上では人口動態の影響を受けない拠出型が望ましい、 (ii)その一方で、新しい制度の財源を確保するためには、旧制度と同じように現役世代の保険料に頼 らざるを得ない、という二つの点を挙げることができます。

個人の勘定残高がはっきりしている一方で、現役世代が払い込んだ保険料は賦課方式によって給付 に回るわけですから、この仕組みを長期にわたって維持してゆくのは決して簡単ではありません。し かも保険料率は固定方式と決まっています。従って、この制度を維持してゆく為にはいくつかの条件 を満たさなければなりません。その中でも特に重要なのは、制度の支え手である現役世代の占める割 合が長期にわたって安定していることです。この点に関してスウェーデンでは、出生率を 1.8 台で安 定推移させることと、移民の受け入れ政策を上手く運営してゆくことが政策上のポイントになってい ます。こうしてみると公的年金の制度を設計するにあたっては、様々な社会政策のあり方とセットに して議論する必要があるということがよく分かります。

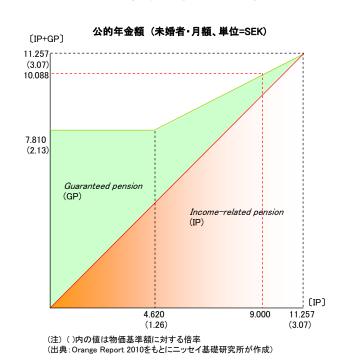
また、社会政策面以外にも課題があります。例えば、スウェーデンの場合には旧制度で集められた 保険料の積立金(バッファーファンド)が相当な額にのぼり、これが制度全体のクッション役として 運用されています。しかし、リーマンショックの起こった 2008 年から 2009 年にかけてバッファーフ ァンドの時価が急減しました。こうした資産運用環境の悪化などに対する備えとして導入されたのが、 公的年金のバランスシートと自動財政均衡メカニズムです。このバランスシートの左側には将来の保 険料収入とバッファーファンドの合計、そして右側には将来の年金給付額の合計(年金債務)が並ん でいます。仮にこの右側にある年金債務が左側の合計額を上回った時には、自動財政均衡メカニズム が働いて、個人勘定への利息や年金額の調整がおこなわれます。こうして制度の安定性を保つ仕組み になっているわけです。実際、リーマンショックの影響を受けて 2010 年と 2011 年にはこの自動財政 均衡メカニズムが働くこととなりました。

拠出型年金には NDC とは別に FDC(Financial Defined Contribution)と呼ばれるものがありま す。こちらは一般的に言うところの拠出型年金で、それぞれ個人が民間の投資ファンドの中から対象 を5種類まで選び、自らの判断で運用することができます。現在、投資対象となるファンドは株式な ど約800本が用意されています。このような仕組みを導入した狙いは、NDCとFDCを組み合わせる ことによって、年金資産の安定的な成長を図ることのようです。しかし、実際の運用状況をみると、 全体の70%近くの人は自動的に設定されるファンドに資金を置いたままの状態か、最初の選択だけ行 った後はそのままにしています。この原因として指摘されているのが、FDCの仕組みが複雑だという ことです。さらにそうした弱点を突くような問題も起こりました。それは個人に対して運用のアドバ イスをする業者が顧客に代わって過剰な頻度のファンド組み換えを指示した結果、投資ファンドの運 営に悪影響を及ぼすというものでした。公的年金にこうした仕組みを導入することの難しさを示して います。

この NDC と FDC の保険料は合計で 18.5%ですので、ほぼ日本の厚生年金保険料と同じ水準とい えます。ただし、日本の場合は老齢年金に加えて、遺族年金・障害年金などの費用が含まれているの に対して、スウェーデンの場合は NDC と FDC という老齢年金の保険料である点には注意が必要で す。尚、この 18.5%という料率は将来とも一定に保たれ、そのうち 16%が NDC に、2.5%が FDC に 充てられることになっています。

次に制度のもう一つの柱となる保証年金(Guaranteed Pension: 以下 GP) について見てみましょ

う。既に述べた二つの拠出型年金をもとに受け 取る年金(Income related pension 公的年金: 以下"IP")の額が一定の水準を下回る場合にこ の GP が支給されます。その際、一定の水準を 決めるのに重要な役割を果たすのが物価基準額 (Price related base amounts)という数値です。 IP で受け取ることのできる年金額が物価基準 額の1.26倍を下回る場合には、受け取る年金額 の合計額が物価基準額の 2.13 倍になるように GP が支給されます。さらに IP での年金額が物 価基準額の 1.26 倍から 3.07 倍の間になる場合 には、GP が一定の計算式に基づいて追加支給 されますii。文章にすると分かりにくいかもしれ ませんが、図表にすると右のようになります。



ちなみに 2012 年の物価基準額は月 3,667 クローナ (1SEK=\\ \text{\formalfolder} 11.70、以下 SEK) ですので、邦貨 に換算するとおよそ 43,000 円ということになります。従って、IP から受け取る年金額が物価基準額 の 1.26 倍となる月 4,620SEK(約 54,000円)に達しない場合には、月 7,810SEK(約 91,000円)と いう年金額が保証されることになります。また、IP から受け取る年金額が月 4,620 SEK から月 11,257 SEK(約132,000円)の間に収まる場合には、この IPから受け取る年金の増加額の48%にあたる金 額が GP による保証額から差し引かれます。その結果、例えば IP から受け取る年金額が月 9,000 SEK (約 105,000 円) の場合に支給される年金額は月 10,088 SEK (約 118,000 円) となりますⁱⁱⁱ。尚、こ の一連の計算をする際にはあたかも 18.5%の保険料全額が NDC として運用されたものとして扱いま す。これは計算上の手間を省くためですiv。

さて、このような制度のもとで受け取ることのできる年金額を、日本や米国と比べてどう評価した らよいのでしょうか。2010年度の資料ではスウェーデンで65歳の人が受けとる平均的な公的年金額 は月額 12,100 SEK(約 142,000 円)となっています。その人たちの現役時代の平均収入が月 18,400 SEK(約 215,000 円)ですので、現役時代における平均収入の 66%程度の年金を受け取る計算にな ります。検討するデータの前提が異なるので単純な比較をしてもあまり意味がありませんが、水準と

いう点からすると、前回紹介した米国(平均で約98,000円)より高く、日本(平均で約16万円)に 近いと言えます。また、米国の公的年金である OASDI には、最低保証と言う考え方がないことや加 入期間中の平均所得に対する代替率が 40%程度になるよう設計されている点と比べれば、このスウェ ーデンの制度が福祉国家としての矜持を示していることは間違いありません。一方で、日本の場合、 スウェーデンより実質的に少ない保険料でありながら、同国よりも高い年金の給付水準を実現してい ます。これまで見てきたように、スウェーデンの年金制度が 18.5%という保険料でなりたっている事 実をふまえれば、同じような制度を日本で導入し、かつ現状並みの年金支給水準を維持しようとした 場合、現役世代の負担が相当大きくなると考えられます。

3**----企業年金**

さて、次にスウェーデンの企業年金はどうなっているのでしょうか。法律によって企業は従業員 の給与の 31.42%にあたる一般給与税を負担していますが、その一部が公的年金の財源となります。 さらに、企業は労働組合との団体協約に基づく年金制度にも参加して、この一般給与税とは別に給与 の10%を超える追加的な費用を負担しています。一般的に企業年金といえば、個々の企業ごとに年金 プランを運営していますが、スウェーデンにおいてはこの団体協約によって標準化された内容になっ ています。こうした背景との関係からでしょうか、スウェーデンにおいては企業年金とは呼ばずに職 業年金(Occupational Pension)と呼んでいます。

この制度には、いわゆるホワイトカラー向けの ITPと、ブルーカラー向けの SAF-LO の二種類が あります。このうち、前者の ITP はもともと確定給付型の制度として運営されていましたが、2007 年の制度変更にともない、1979年以降に生まれた人には拠出型の制度が適用されることになりました。 他方、SAF-LO はもともと拠出型の制度として運営されています。従って、30歳代前半より若い現 役世代はどちらの制度に属するにしても拠出型の制度の下におかれることになります。因みに、ITP を引き受ける会社は2社、SAF-LOを引き受ける会社は1社です。

このように制度が変更されているので比較は難しいのですが、仮に 1947 年に生まれた人(即ち、 ITP での確定給付制度の適用世代) が職業年金の標準的支給開始年齢である 65 歳で退職したケース を考えてみます。引受会社の資料によると、もし、退職時の年収が305,000 SEK(約357万円)であ れば年金額は月 2,542 SEK(約 30,000 円)、同様に退職時の年収が 405,000 SEK(約 474 万円)で あれば月 4,028 SEK(約 47,000 円)vとなります。退職時の年収が前者の水準で、かつ公的年金で受 け取る額が先の平均額である月 12,100 SEK だとすれば、年金として受け取る額は合計で月 14,642 SEK(約171,000円)となります。これをもとに比較すると、年間に受けとる年金額は退職時の年収 の約 57%という計算になりますvi。1999 年以前の旧制度では公的年金と職業年金の合計が退職時所得 の70%程度になるような設計だったようですが、それと比べると条件は厳しくなっているようです。

4---課題を残す資産運用

再び話を公的年金に戻しますが、今度は資産運用の面からスウェーデンにおける制度の特色をみた いと思います。日本では公的年金資産の運用については GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)が一 手に引き受けていますが、スウェーデンには同様の組織が 5 つあり、AP1 から AP6 といった名前 $^{\text{vii}}$ で呼ばれています。特に AP1 から AP4 は資産運用の世界でも独自のスタイルをもった機関投資家として名前をよく知られた存在です。昨年末の公表データによればAP1 から AP4 では合計で8,725 億 SEK (約 10 兆 2.000 億円)ほどの資産を運用しています。

これまで述べたとおり、公的年金の中心的存在である NDC は現役世代の保険料で年金の給付を賄う賦課方式で運営されています。その仕組みが安定的に運営されるために年金資産が果たす役割は重要で、それゆえにバッファーファンドとも言われています。複数のファンドを置くようになった背景には、こうした重要な役割ゆえに運用上のリスクを分散させるという狙いがあったようです。

NDC では一人ひとりの年金額の計算の仕組みは拠出型となっていて、その残高には利息がつきます。この利息は国民の平均所得の変化(平均所得指数)にリンクしていることから、年金資産の運用にあたっては、まず平均所得の上昇率を上回ることが求められています。そのため、AP1 から AP4のファンドはいずれも高い運用利回りを目標viiiとしています。しかし、リーマンショックのあった2008年度には、こうした運用方針が裏目にでて20%を超える資産の減少に襲われました。OECDが作成した報告書では、複数の運用組織のあり方そのものは否定しなかったものの、将来の収支構造を踏まえた運用方針について改めて検討が必要だと述べています。年金制度のあり方について国を挙げて取り組んできたスウェーデンがどのような答えを出すか、資産運用の面からも注目されます。

5---終わりに

この保険・年金フォーカスの論点を整理する際にある記事を眼にしました。そこにはスウェーデンでは「すべての国民の個人番号と住所、課税所得は公開情報で、国税庁に聞けば教えてくれるix」と書いてありました。その記事によると、手厚い社会保障制度を維持するために、国を挙げて「払うべきものを払わない」ことのないように最大限の努力をしているとのことでした。充実した社会保障制度を守ろうとすれば、それに見合った犠牲と努力を必要とするのだと思います。

翻って日本の状況はどうかと言えば、スウェーデンが公的年金制度の見直し議論をしていた頃よりも高齢化が早い速度で進む一方、社会保障と税の一体改革の実質的な議論は先送りとなりました。年金制度についても、今後の議論がどのように進むのか目処が立たない状態です。もし、我々がスウェーデンから学ぶとすれば、制度の形式そのものよりも、差し迫った年金をめぐる問題について国民一人ひとりが当事者意識を持って臨むこと、そして年金制度の議論を駆け引きの材料としないという政治の姿勢かもしれません。

ⁱ 18.5%は本人負担分の控除後の所得に対する割合。控除前ベースで合計 17.21%、このうち 10.21%を事業主が、7.0%を本人が負担。

[¨]ここで引用している数値は独身者に適用されるもので、既婚者の場合には別の数値が適用される。

iii 計算式は次の通り。Total Pension=2.13×Pb+0.52×(X-1.26×Pb) Pb: Price related base amount(2012 年=3,667SEK)

iv 国民向けの資料には、将来 FDC での積立額が大きくなった時には計算方法を変更する可能性があると明記されている。

v ITP の引き受け会社の一つである Alecta 社の資料より。

vi ITPの計算ベースとなる退職時の年収と公的年金の計算ベースとなる積立金の間には明確な対応関係はないため、この計算はあくまで目安としている。

^{vii}現在 AP5 は存在していない。AP1 から AP4 までのファンドは、毎年の保険料の 4 分の1 ずつ受け入れ、株や債券などの資産に投資をしている。AP6 は国内株の運用に特化した特殊な位置づけとなっている。また、FDC 用には AP7 がある。

viii 目標とする利回りはファンドによって異なるが、AP1 は名目利回りで 5.5%、AP2~AP4 は実質利回りで 4~5%を目標としている。 ix朝日新聞 GLOBE「全国民の課税所得を公開 公平さ徹底するスウェーデン」 http://globe.asahi.com/feature/100628/02_1.html